

『宋会要輯稿』点校本簡介

舒大剛等編『宋会要輯稿』点校本（以下点校本）全一六冊の刊行は、国籍のいずれであるかを問わず中国史、とりわけ宋代史研究者にとつての朗報である。同書は『巴蜀全書』の一環として構想され、『全宋文』三六〇冊に続く四川大学古籍整理研究所の成果であり、二〇一四年六月上海古籍出版社から刊行された。

点校本以前の『宋会要輯稿』につき、王瑞来「点校本《宋会要》述評」（『史林』二〇一五年四期）に仮りつつ、概観する。清の徐松は『永樂大典』から『宋会要』を抽出し、王応麟『玉海』所載の『慶曆国朝会要』の類目に倣い、各門類に編入した。爾後清末広雅書局の屠寄、民国嘉業堂の劉富曾、北平図書館の葉謂清の整理校勘を経て、陳垣の主持の下名を『宋会要稿』と定め一九三五年、線装本二〇〇冊が刊行された。一九五七

熊本 崇



B5判
上海古籍出版社
[本体96000円+税]

劉琳・刁忠民・舒大剛等校点
宋会要輯稿（全一六冊）

年には中華書局が縮印し精裝本八冊とし、名を『宋会要輯稿』に易え、台湾世界書局・新文豐出版公司からも刊行された。『宋会要輯稿』は李燾『続資治通鑑長編』と共に、宋代史研究の第一級史料とされては来たが、誤字・脱字・衍字、前後の転倒、錯簡等が、随処に認められた。点校本劉琳の序言は、広雅書局・嘉業堂の徐松「輯稿」を保存した功労は巨大であるが「研究と校勘を疎かにした憾みが遺る（而忽視了研究和校勘）」という。序言には「本書校勘之重点」として四点を挙げる。「年月日の糾正」「《会要》に非ざる文の鑑別」「錯簡の移正」「行款の改正」がそれである。王氏に拠れば点校本は『宋会要輯稿』に根本的な「巨大変化」を発生させ、合計すれば校勘記は三万三〇〇〇条以上、正文に対し括弧を用い直接改めた処（改）、删除した処（刪）、補った処（補）、前後を入れ替えた処（乙

も二万箇処以上に達するという。研究者にとつての史料価値は飛躍的に高まったと、信じられる。

校勘等による内容の質的向上のみならず、『宋会要輯稿』正文における双行部分の解消も、点校本の功績に数えるべきか。従来正文双行部分は線装本であつてさえ、文字の判読に困難を覚えさせた。まして縮印本の場合には困難は数倍する。近年日本では中国史研究者の漸減傾向が続き、特に宋代史のそれは殆ど絶滅危惧種である。『宋会要輯稿』における困難の緩和、史料状況の改善は、あるいはいささかなりと、若手研究者の宋代史離れに歯止めを掛けるかと、期待する。

ただし点校本に若干の疑義が、無いわけではない。まず職官一「三省」（点校本二九四六頁）における、改行の有無の問題である。同条は「宋会要」旧《会要》係「中書門下」、今依元豊官制改為「三省」の後に改行し、『兩朝国史志』、中書門下：中書令、侍中、同平章事、参知政事。〈中略〉其舍人院則有楷书二人、装裁匠二人」を引用し、改行せずただちに「自中興之初、〈中略〉建炎四年、制以左右僕射並加同中書門下平章事、改門下・中書侍郎為参知政事、而廢左右丞。又以左右僕射兼枢密使、或兼知枢密院事」と続け、改行して『神宗正史・職官志』：中書門下在朝堂西、榜曰「中書」、為宰相治事之所、印文行勅曰中書門下云云」を引用する。「自

中興之初」以下は、南宋最初期一旦は、両宰相（左僕射兼門下侍郎・右僕射兼中書侍郎）と執政官四員（門下侍郎・中書侍郎および尚書左右丞）が構成する、神宗所定の三省制が行われたが、建炎四年（一一三〇）宰相の門下・中書侍郎を同平章事に、執政官両侍郎を参知政事に改め、執政官左右丞を廢止する、宰相は枢密院の長を兼ねるといふ制度改変が、有つたという記事である。宰相・執政官の官銜^{かたがき}における侍郎から同平章事、あるいは参知政事への変更は、門下省と中書省との統合を意味する。

宋代の正史のひとつ『兩朝国史』は、北宋神宗の元豊五年（一〇八二）に成書した。従つて、「自中興之初」以下は『兩朝国史志』の一節では、あり得ない。だが改行されない「自中興之初」以下は、かかる誤認を与え易い。『兩朝国史志』の伝える元豊官制改革以前の「中書門下は、同平章書と参知政事が構成した。建炎四年以後同平章事・参知政事の名称は復活したが、門下・中書両省が統合された点変則的である」とはいえ、三省制の下においてである。例えば四年以後も宰相は依然として官銜に、左右いずれかの尚書僕射を有つ。枢密院の長を宰相が兼ねる点でも、官制改革以前とは異質である。官制改革以前の制度が復活したわけではない。たとえ同平章事等の名称が共通しても、官制改革以前の「中書門下と建炎以

後の一変則的―三省制は、混同さるべきではない。混同したという毀りを免かれるためにも点校本は、「自中興之初」以下を改行すべきであった。

第二は同じく職官―「中書門下省」における、点校本注の問題である。「中書門下省」冒頭部分はまず恐らくは『神宗正史・職官志』に拠り、「宋会要」中書門下。国朝中書門下題榜止日中書、〈中略〉中書令・侍中及丞郎以上至三師（帶）同中書門下平章事並為正宰相、〈中略〉中書舍人以上至尚書為參知政事、貳宰相之任也」といい次いで、太祖乾德二年（九六四）正月から英宗治平三年（一〇六六）五月までの、諸記事を載せる。ただその間仁宗慶曆三年（一〇四三）三月条と「五年」十月条との間には、元豐三年条と『神宗正史・職官志』の引用が介在する。慶曆三年条は、辞任した宰臣呂夷簡に対する、以後も軍国大事につき中書・樞密院の議に参加せよとの仁宗の命令を、夷簡が辞退したという記事、「五年」条は、西夏戦争の終息に伴ない宰相の樞密使兼領を、罷めたというそれである。「五年」条も慶曆の記事であるのは明らかであり、点校本がこれに「慶曆」を補填しているのは適切である。その「本書校勘之重点」第一条「年月日之糾正」の一環であろう。元豐三年条には「初置局詳定官制、自後官制因革増損、並列于後」といい、これに続く「職官志」には「国

朝建官、沿襲五代。〈中略〉自是繼有増損、唯倉庫百司武臣外官未暇釐正云」とみえる。点校本は「元豐三年」に注して、「天頭の原批にいう：『元豐三年』以下は『英宗治平二（三）？』年条下に移すべきであると。按ずるに、此の条及び下条は『職官』類の総序に属す、『宋会要』原文では『職官』類の首に在ったはずである。『永樂大典』がここに誤編したものにほかなるまい」という（二九七八頁）。所謂「原批」は、例えば徐松の「批」^{コメント}であろう。「原批」も『大典』の「誤編」を指摘するが、「元豐三年云云」を英宗治平以後に置けというこれに対し、点校本按語は「元豐三年云云」及び「職官志」を指すであろう―「下条」を、「職官」類全体の首に置けという。「原批」の妥当性については暫く措き、按語の主張には違和感を禁じ得ない。官制改革への着手を伝える元豐三年条に続く『職官志』は、北宋前半期官制への神宗の不满、熙寧における中書樞密正官の設置、元豐における三省を頂点とした職事官体系の確立等、その改革への取組みを概括し、武官・在外差遣には及び得なかった神宗の改革の限界も、指摘する。「三省」ないしは元豐官制改革の序であれば、あるいは適切であるにしても、「職官」類の総序としては、時代と対象が限定され過ぎてゐる。

第三は「中書門下省」という標題自体の問題である。線装

本『宋会要稿』では「中書門下省」は、「原批」同様欄外に附されている。『宋会要』中書門下」以下の本文とも、筆跡は異なるようである。『宋会要』以下が『永樂大典』から抽出された後、例えば徐松ないしは屠寄によって加筆されたと考えられる。管見の限りでは中書門下省が実在したのは、南宋建炎四年の門下・中書兩省統合以後である。「中書門下省」冒頭部分から治平三年条に至るまで、「中書」ないしは「中書門下」の表記は有りこそすれ、「省」が附随する事例は見出し得ない。この点からするだけでも「中書門下省」は標題として、不適切である。「中書門下省」冒頭部分に拠れば中書門下は、庁舎の名称（題榜）は「中書」といい、文書を発信する際の名義および印鑑（印文行敕）では、「中書門下」と称した。「三省」所引『神宗正史・職官志』が中書門下を「宰相治事之所」というのは、中書門下と政事堂が同義であったからである。司馬光はその最晩年元祐元年（一〇八六）の上奏「乞合兩省為一筭子」（「溫國文正司馬公集」卷五五）において、

唐の張説が開元年間、所屬を異にする宰相の議事の場―前世紀末裴炎が門下省から中書省に移していた―政事堂を中書門下と改称したとして、官制改革以前の「所謂中書なる者は乃ち中書門下政事堂なり」という。中書ないしは中書門下とは政事堂にはかならない。この「筭子」で光は「一に旧日中

書門下の故事の如く云云」という。恰かも改革以前のの中書門下への全面的回帰を要求した如くであるが、実際には門下・中書兩省の統合を主張したに過ぎず、尚書省の廃止を求めたわけでもない。南宋建炎四年の改変は光のこの「筭子」に依拠、ないしは藉口して為され、かくて中書門下省と尚書省とから成る、変則的三省制が出現した。中書門下省を結果した光「筭子」には「一に旧日云云」の語がある。官制改革以前にも省が存在したかの誤認は、あるいはこれが招いたとも考えられる（二九六四頁）。

「三省」所引『神宗正史・職官志』は、中書門下（政事堂）が朝堂（文德殿？）の西に在るとした後、これとは別に門下省と中書省が存在したという。「又有中書省・門下省者、存其名、列皇城外、兩廡官舍各數楹云云」がそれである。恐らくは唐から五代を経る間、政事堂は中書省からも分離した。『職官志』にみる限り遺された兩省は、国政に直接関わらぬ重要度の低い業務のみ、担当したようである。いわば形骸化していた兩省は官制改革に伴ない、政事堂に併合された。「中書・門下省舎の皇城外に在る者を廢し、朝堂の西中書（門下政事）堂に併せ門下・中書兩省と為す」と、『職官志』はいう（二九四六―四七頁）。『統資治通鑑長編』元豐六年十二月甲申条は、旧中書の東庁（昭文庁？）を門下省西庁（集賢庁？）

を中書省とし、都堂（政事堂）を三省都堂としたという。政事堂本体の東西に、皇城外に在った両省の機能をも吸収した、門下省・中書省を配したのである。官制改革によってこそ両省は、宋代史上はじめて国政の最高機関としての地位を、獲得した。

司馬光『資治通鑑』の後継を標榜する明清人の著作―例えば薛應旂『宋元資治通鑑』畢沅『続資治通鑑』等―には往往にして制度をはじめ宋代史についての理解不足が、露呈される。「中書門下省」における誤認もかかる理解不足の、表われのひとつであろう。中書門下をめぐる理解不足は、現今の日本人研究者にも見出し得る。宋代史研究者も編集に加わっている、大学生を対象とする東洋史教科書が、北宋前半の官制を解説するに際し、「唐の三省のうち門下省は中書に吸収され」たとのべ、その表に、宰相（同平章事）職務の場が、「中書省」であったと、表示するものもある。「中書門下」は門下省と中書省が合体した姿ではない。かかる誤認の少なくとも原因のひとつは、『宋会要稿』以来の「中書門下省」五字の、加筆であり得る。

点校本は「中書門下省」五字に、注を附していない。中書門下と中書門下省が異質であると理解していたのであれば、所謂「原批」よりむしろ五字に、按語を附すべきであった。

点校本劉琳序言「本書校勘之重点」はその第四条に「行款之改正」を挙げ、具体的には『宋会要輯稿』の問題点として「分条の不当」「正文注文の互視」に加えて、「標題の混乱」を指摘するのである。活字印刷の点校本では、標題五字と以下の本文の間に筆跡の相違を、認め得る線装本以上に、標題と本文の内容の不一致は看過され易いであろう。標題五字における「混乱」の放置は、宋初すでに中書門下省が存在したという誤認の、それに繋がる。

（くまもと・たかし）

